

後期高齢者医療制度のお知らせ ～ 保険証（被保険者証）の一斉更新について～

■ 保険証が新しくなります（黄緑色→黄色）

現在ご使用の黄緑色の保険証の有効期限が令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、黄色の保険証をご利用ください。

- * 新しい保険証の有効期限は、令和4年9月30日です。
- * 窓口負担割合の見直しに伴い、9月中に、再度すべての被保険者の方を対象に新しい保険証を交付します。（窓口負担割合が変更とならない方も含みます）
- * 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、小平町役場保健福祉課保険係までお申し出ください。

新しい保険証は黄色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 9月 30日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、

限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（橙色→水色）

現在ご使用の橙色の減額認定証および限度証の有効期限が令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方には7月中に減額認定証および限度証を交付しますので、8月1日からは水色の減額認定証および限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認のうえ、小平町役場保健福祉課保険係へ申請してください。

※有効期間は1年間です。

* 減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	* 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	* 世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	* 高齢福祉年金を受給されている方

* 限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい減額認定証および限度証は水色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院認定年月日	〇〇年 8月 1日 保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	現役Ⅱ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

◎問い合わせ先 * 北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 ☎011-290-5601

* 小平町保健福祉課保険係
〒078-3392 留萌郡小平町字小平町216番地 ☎0164-56-2111 (内線271・287)